

保 交 航 第 1 2 号
令和 3 年 6 月 11 日

一般社団法人 日本倉庫協会 会長 殿

海上保安庁交通部長（公印省略）

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、航行安全行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、異常気象等に伴う船舶の重大事故を未然に防止するための対策の強化等を内容とする「海上交通安全法等の一部を改正する法律」が本年5月25日に成立し、今期の台風シーズン前からの施行を目指しております。

この法律の施行により、異常気象等時に、海上保安庁長官が、船舶に対し湾外等の安全な海域に避難するよう勧告し、必要な場合には命令をかけるといった措置を講じることとなります。

これらの新たな制度を通じて、異常気象等時における船舶の走錨に起因する重大事故の発生を防止し、船舶交通の一層の安全確保を図るためには、制度の趣旨や内容について、荷主企業及び関係する物流事業者の皆様にも広く御理解いただくことが極めて重要であると考えております。

ついては、別添のとおり、制度の概要等についての資料を送付させていただきますので、貴団体の傘下会員の皆様をはじめ関係の方々に広く御周知いただけますと幸いです。

何卒、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

大型台風時等の湾外など安全な海域への船舶の避難について (お知らせ)

背景・必要性

- 異常気象が頻発化・激甚化する中、特に勢力の大きな台風が東京湾、大阪湾等を直撃した際、船舶が海上施設や他の船舶に衝突する事故が複数発生しました。
 - このため、船舶で混雑する三大湾等(※1)において、船舶に対し、湾外などの安全な海域への避難を促すための実効的な措置が必要となっています。
- ※1 東京湾、伊勢湾、大阪湾を含む瀬戸内海
- 交通政策審議会の答申を受け、関連法案を国会に提出し、5月25日に成立しました(今年の台風シーズン前の施行を想定)。



平成30年の台風第21号来襲時、関西国際空港連絡橋に衝突したタンカー

避難勧告の仕組みと海運事業への影響等

(1) 湾外など安全な海域への避難の勧告

- 特に勢力の大きな台風(※2)が三大湾等を直撃すると予想される場合、海上保安庁が、一定の大型船(※3)に対し、時間的余裕をもって、台風直撃のおよそ2日前に、湾外など安全な海域に避難するよう勧告します。

- ※2 最大風速40m/s以上が一定の目安(令和元年房総半島台風(台風第15号)など)
- ※3 主に船体形状や大きな風圧面により風の影響を強く受ける船。目安としては長さ160m以上の自動車運搬専用船、コンテナ船、タンカー、長さ200m以上の貨物船などを想定

- 特に混雑の著しい東京湾では、全ての船舶に対し、台風直撃のおよそ12時間前から台風通過までの間、入湾を回避するよう勧告します。

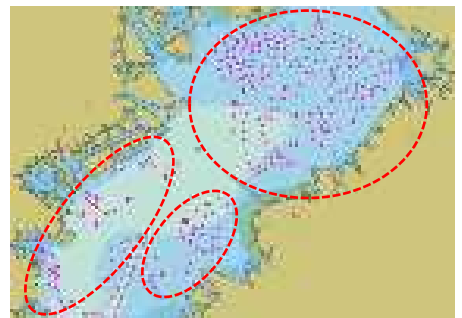
- 海上保安庁、海事・港湾関係者、行政機関で構成する協議会を湾毎に設置し、円滑な避難のため協議を行います。

(2) 船舶運航者、荷主等への影響

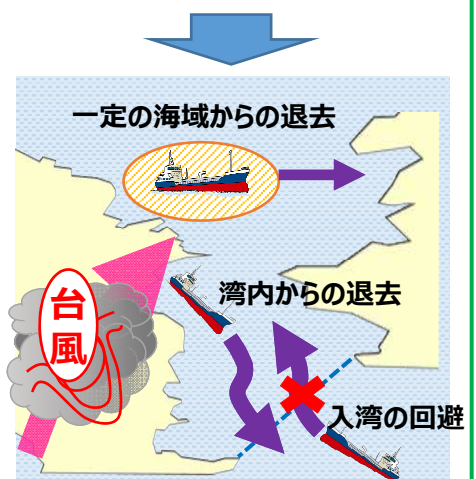
- 避難勧告の対象船舶においては、湾外など安全な海域への早期避難を優先し、荷役等の一時中断など、運航計画の変更を行うことが必要になります。
- 荷主企業等においては、荷役やターミナルの日程変更、適切な在庫管理等の準備が必要になります。

(3) その他

- 本制度は今年の台風シーズンからの実施を目指しており、関係省庁の協力を得つつ、本制度に関する広報・周知活動を実施します。



令和元年台風第15号来襲時の東京湾における船舶の錨泊状況



湾外避難等の勧告・命令制度

船舶交通の安全のため、海事・港湾関係者、荷主企業等の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

本件に関するお問い合わせ先：海上保安庁交通部航行安全課 03-3591-2776 (直通)

本件に関するお問い合わせ先

海上保安庁交通部航行安全課

電話番号： 03-3591-2776（直通）

住所：東京都千代田区霞が関2丁目1番3号